

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「広報北名古屋」における読者アンケートを通じて市民の満足度を把握し、広報紙の改善につなげることを目的とする。また、アンケートの回答率向上を図るために、回答者を対象とした抽選によるプレゼント企画（以下「本企画」という。）を実施し、その運用に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本企画の実施及び管理運営は、市広報担当課が行うものとする。

(協賛事業者の定義)

第3条 この要項において「協賛事業者」とは、本企画においてプレゼントを提供する市内事業者をいう。

(協賛事業者の要件)

第4条 協賛事業者は、市内に店舗又は事業所を有する法人で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でないこと。
- (3) 次にア～エに掲げる内容を含むものは、懸賞品の対象外とする。
 - ア 宗教的、思想的又は信条的要素を含むもの
 - イ 占い、靈感、運勢判断等、受け止め方に個人差が大きいもの
 - ウ 医療、健康、金銭等に関し、結果や効果を保証するかのようなもの
 - エ その他、市が中立的立場を維持できないと判断されるもの
- (4) 北名古屋市広告掲載要綱第3条各号に該当しないこと。

(プレゼント内容の基準)

第5条 プрезентは、協賛事業者が自ら製造、販売又は提供する物品又はサービスとし、商品券、ギフトカードその他これらに類する単純な金券を除くものとする。ただし、特定の物品又はサービスと引き換えることができる引換券もしくは、当該物品又はサービスの利用に際して値引きを行うクーポン券についてはこの限りではない。

- 2 プрезентは、食品等については、当選者の手元に届いてから5日以上の消費期限が担保されるもの、クーポン券や引換券等については、1か月以上の利用期限が担保されるものでなければならない。
- 3 市から当選者情報の提供を受けてから1週間以内に発送できるものでなければならない。
- 4 市は、内容が不適当と認められる場合は、その変更又は掲載の中止を求めることができる。

(プレゼントの規格)

第6条 プрезентの規格は、総額12,000円相当を基準とする。

- 2 当選人数は原則15名以内とし、市と協賛事業者の協議により決定する。
- 3 当選者一人の物品価額は、800円以上12,000円以下とする。
- 4 前各項に定める額や当選人数を超える提案については、市と協議の上、認めることができる。
- 5 プрезент発送に係る一切の事務及び費用は協賛事業者の負担とする。

(協賛事業者の募集)

第7条 協賛事業者は、「様式第1号 協賛申込書」により申し込むものとする。

- 2 協賛事業者の募集は、毎年2月に翌年度（4月から翌年3月まで）の掲載枠を一括して行う。
- 3 応募多数の場合は抽選により決定するものとし、掲載枠は毎号1事業者とする。

4 空き枠が生じた場合は、掲載希望月の2か月前まで追加募集を受け付け、2か月前の末日時点で抽選を行い、協賛事業者を決定する。

5 決定した協賛事業者には、「様式第2号 協賛決定通知書」により通知する。

(アンケートの対象)

第8条 本企画のアンケートには、「広報北名古屋」の読者であれば、誰でも回答することができる。

2 プレゼントの抽選対象は、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）に限る。

3 回答内容に虚偽があると認められる場合又は不正な方法による応募と認められる場合は、抽選対象外とする。

(抽選及び当選者の決定)

第9条 当選者は、発行月の末日までにオンラインフォームによりアンケートの回答を完了した市内在住の者の中から、市が無作為に抽選により決定する。

2 当選者への通知は、アンケートフォームに記載の電子メールアドレス宛に電子メールで行うものとする。

3 当選者が不明又は連絡不能である場合は、市の判断により当該当選を無効とするものとし、再抽選は行わない。

4 同一住所から複数の回答があった場合は、いずれか1件のみを有効とし、その他の応募は抽選対象外とする。

5 当選者による当選辞退は認めないものとする。

(応募の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- (1) アンケートに必要事項の記入漏れ又は不備がある場合。
- (2) 不正な方法により応募を行った場合。
- (3) 同一世帯による複数応募であることが判明した場合。

(4) その他、市が不適当と認めた場合。

(掲載内容の決定)

第11条 協賛事業者の紹介記事及びプレゼント企画の掲載位置、表現、構成その他掲載に関する事項は、市が決定するものとする。

- 2 市は、編集上の都合により、掲載内容の一部を修正し、又は掲載を見送ることができる。
- 3 市は、掲載内容の決定に当たり、協賛事業者の意見を聴取することができるものとするが、最終的な決定権は市に属する。

(掲載の取消)

第12条 市は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すことができる。

- (1) 応募内容又は提出書類に虚偽があったとき。
- (2) プレゼントの提供又は発送を適正に行わないおそれがあるとき。
- (3) 市の信用又は公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団、政治団体又は宗教団体その他これに類する者であることが判明したとき。
- (5) その他、市が不適当と認めたとき。

(協賛事業者の辞退)

第13条 協賛事業者は、やむを得ない理由により協賛を辞退する場合、

- 「様式第4号 協賛辞退届」を提出しなければならない。
- 2 前項の届出を受け、市が辞退を承認した場合は、「様式第5号 協賛辞退決定通知書」により通知するものとする。

(協賛事業者の責務)

第14条 協賛事業者は、プレゼントの提供及び発送に関し一切の責任を負うものとする。

- 2 協賛事業者は、プレゼントの発送に当たり、損傷、紛失又は遅延等が

生じないよう適切な方法で行うものとする。

- 3 プレゼントに関して市、当選者又は第三者に損害が生じた場合は、協賛事業者がその責任を負うものとし、市は一切の責任を負わない。
- 4 協賛事業者は、プレゼントの発送完了後、速やかに「様式第3号 発送完了報告書」を市に提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 市は、プレゼントの発送に必要な範囲において、当選者の氏名、住所その他必要な個人情報を協賛事業者に提供することができる。
- 2 協賛事業者は、前項により提供を受けた個人情報を、発送業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
 - 3 協賛事業者は、発送業務完了後、速やかに当該個人情報を廃棄又は消去し、これを保有してはならない。
 - 4 協賛事業者は、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。
 - 5 市は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて再発防止等の指導を行うことができる。

(損害賠償)

- 第16条 協賛事業者がプレゼントの提供を適切に履行しなかったことにより、市又は第三者に損害が生じた場合、市は協賛事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

- 第17条 この要項に定めのない事項は、市が別に定める。

(附則)

この要項は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号（7条関係）

年　　月　　日

（宛先）北名古屋市長

事業者名

代表者氏名

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画協賛申込書

私は、下記のとおり「広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画」に協賛を希望します。また、要項の内容を理解し、遵守するとともに、プレゼントの提供及び発送に関し一切の責任を負うことを誓約します。

記

1 事業者情報

項目	記入欄
事業者名（フリガナ）	
所在地	
代表者氏名	
ホームページURL	
連絡先（TELまたはメール）	

2 プレゼント内容

項目	記入欄
希望掲載月	広報北名古屋 令和 年 月号
提供物品・サービスの名称	
内容 (商品やサービスの説明・利用条件等)	
プレゼント概算金額	円
発送予定日	当選者情報提供日から1週間以内
当選予定人数	名
参考画像等（任意）	

3 誓約事項等への同意

裏面に記載する「誓約事項」及び「個人情報の取り扱い」をすべて確認し、同意します。

誓約事項

1	市税の滞納はありません。
2	暴力団、政治団体、宗教団体その他これに類する団体ではありません。
3	北名古屋市広告掲載要綱第3条各号に該当しません。
4	提供物品は自社で製造・販売または提供するものであり、金券類は含みません。
5	市の指示に従い、適正かつ迅速にプレゼントを発送します。
6	プレゼントの提供及び発送に関し、損傷・遅延等の事故が発生した場合は、当社が一切の責任を負います。
7	市または当選者に損害が生じた場合は、当社の責任において誠実に対応します。
8	広報紙掲載内容について、市の編集方針・表現等に従います。

個人情報の取り扱いについて

1	当選者の氏名・住所等は、プレゼント発送の目的に限り市から提供を受けます。
2	提供を受けた個人情報は、発送業務以外の目的に使用しません。
3	発送完了後、当該個人情報は速やかに廃棄または消去します。
4	万一、個人情報漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに市に報告します。

4 添付書類

1	登記簿謄本の写し
2	HP等会社概要がわかるもの

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

(宛先) 様

北名古屋市長

印

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画協賛決定通知書

北名古屋市が実施する「広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画」について、貴事業者からの協賛申込書（令和 年 月 日提出）に基づき審査を行った結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

項目	決定事項	
掲載号		
掲載区分	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
プレゼント内容		
当選人数	人	
特記事項	<p>【承認の場合】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 掲載内容は、市の編集方針に基づき調整・編集を行う場合があります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当選者情報は、発送業務に必要な範囲で提供します。提供を受けた個人情報は目的外に使用してはなりません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 発送完了後、速やかに発送報告書（様式第3号）を提出してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 協賛事業者の都合により提供が困難となった場合は、速やかに市へ連絡してください。</p> <p>【不承認の場合】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 今回の申込内容は、要項第〇条に基づき掲載を見送ることとしました。</p> <p>理由（該当する場合のみ記載）</p> <p><input type="checkbox"/> 応募多数による抽選のため</p> <p><input type="checkbox"/> 提供内容が基準を満たしていないため</p> <p><input type="checkbox"/> 書類不備・内容不明確のため</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	

様式第3号（第14条関係）

年　　月　　日

（宛先）北名古屋市長

事業者名

代表者氏名

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画 プрезент発送完了報告書

第　　号で決定のあった広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画について、
下記の通りプレゼントの発送が完了したことを報告します。

記

1 発送内容

項目	記入欄
プレゼント内容	
当選者数	名
発送日	年　月　日
発送方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 宅配便 <input type="checkbox"/> その他（　　）
追跡番号・伝票番号	

2 確認事項（下記事項を確認の上チェックしてください。）

- 当選者全員への発送が完了しました。
- 発送先情報は、市から提供を受けた当選者情報のみに基づいています。
- 個人情報は発送業務のみに使用し、完了後に適切に廃棄・削除しました。
- 送に関して事故やトラブルは発生していません。

3 備考（事故・遅延・返品等があった場合は必ず詳細を記入）

様式第4号（第13条関係）

年　　月　　日

（宛先）北名古屋市長

事業者名

代表者氏名

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画に係る協賛辞退届

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画について、下記のとおり協賛を辞退します。

記

1 辞退の内容

掲載予定号	令和　　年　　月号
提供予定の プレゼント内容	
辞退理由	

2 誓約

本辞退に伴い、当該号への掲載権利及びその他一切の関係権利を放棄し、今後の取扱いについて市の判断に従います。

様式第5号（13条関係）

第
年
月
日

(宛先) 様

北名古屋市長

印

広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画に係る協賛辞退届承認通知書

令和 年 月 日付で提出のあった「広報北名古屋アンケート回答者プレゼント企画 協賛辞退届」について、下記のとおり受理し、辞退を承認したことを通知します。

記

1 決定内容

掲載予定号	令和 年 月 号
提供予定の プレゼント内容	
辞退決定日	令和 年 月 日

2 備考

- 本決定により、当該号への掲載権及び関連する権利・義務はすべて消滅します。
- 今後の協賛希望については、次回募集期間に改めてお申し込みください。